

暴追ぐんま

GUNMA
VP

夏号

2020



群馬県警察航空隊提供
(谷川岳一ノ倉沢)

社会VS暴力団 暴力団排除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL : 027-254-0808 相談・Fax : 027-254-1100

就任のご挨拶



群馬県警察本部 刑事部長
警視正 田 中 圭一郎

本年3月より、群馬県警察刑事部長を務めております田中でございます。

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター会員の皆様方には、平素から、暴力団排除対策を始め、警察活動各般にわたり、お力添えをいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、最近の県内の暴力団情勢を見ますと、暴力団構成員等は、平成22年末の約1,290人に対し、令和元年末は約540人と大きく減少している状況にあります。

これは、警察の取り締まりとともに、県民の皆様が社会全体で暴力団を排除するという強い意志のもと、暴力団が住みにくい社会の実現に向けて、各種活動を着実に実践していただいた成果であると認識しており、その真摯な活動に深く敬意を表する次第であります。

一方、暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性が見られ、依然として社会にとって大きな脅威となっています。

県警察といたしましては、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターや関係機関との連携を更に強化し、暴力団に対する徹底した取締りや資金源封鎖、行政命令の発出等、暴力団排除活動を強力に推進して参りますので、皆様方におかれましてはより一層の御理解と御協力を願い申し上げます。

結びに、会員皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

県内の暴力団勢力 (令和元年末現在) ~警察本部調べ~

○令和元年末現在、約540人（前年比±0人）

○県内の主要勢力（六代目山口組、神戸山口組、絆会、稻川会、松葉会、住吉会）が全体の約94%

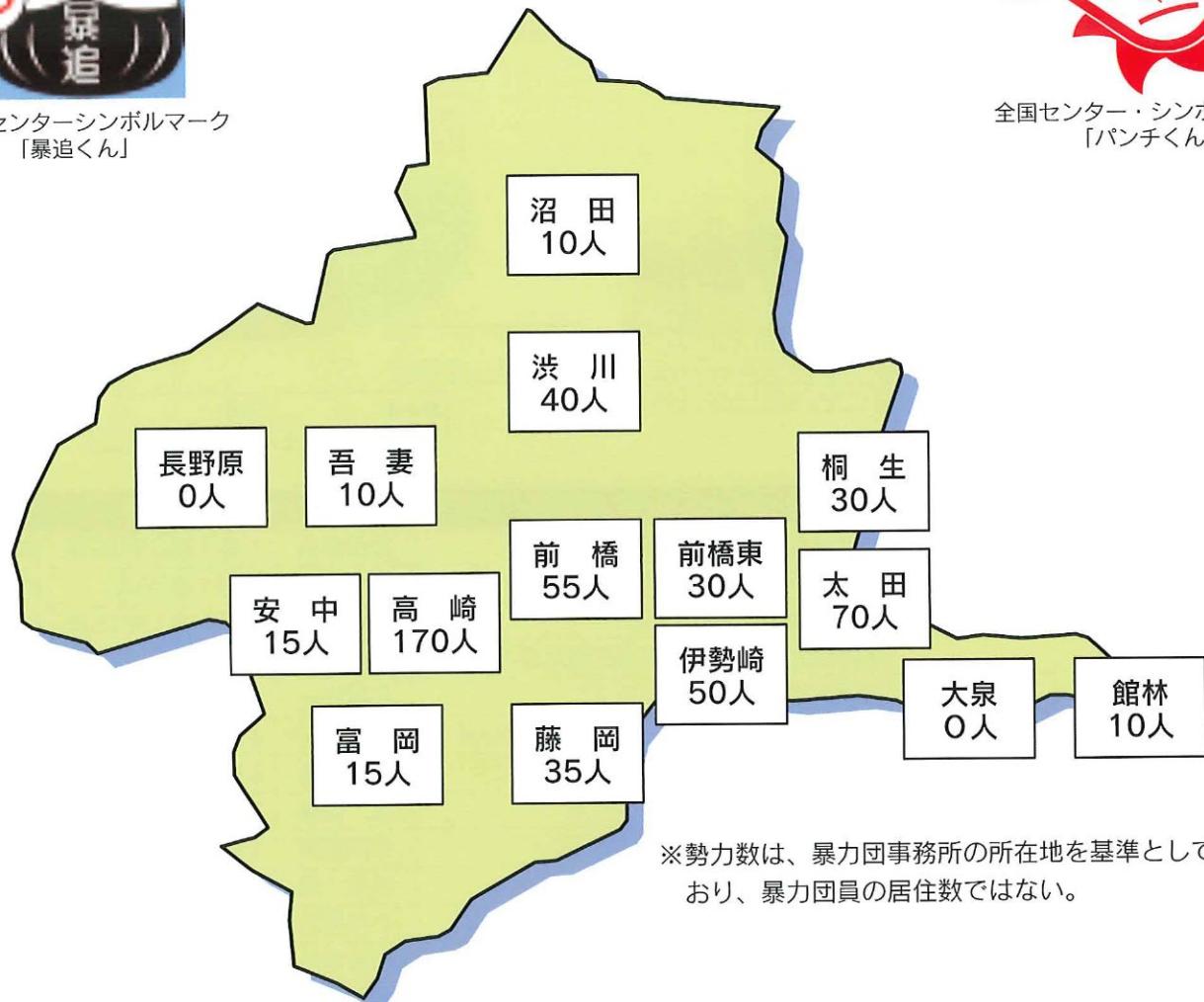


群馬県センターシンボルマーク
「暴追くん」

各警察署別暴力団勢力数

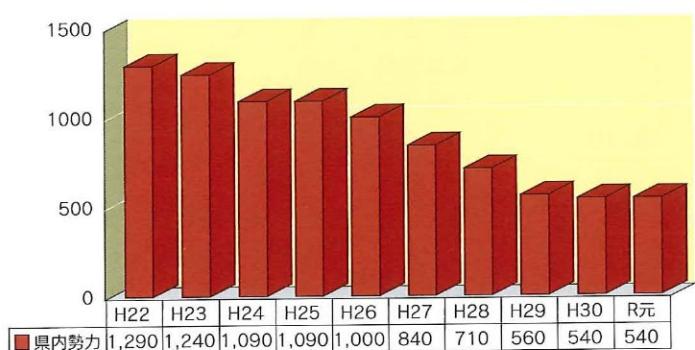


全国センター・シンボルマーク
「パンチくん」

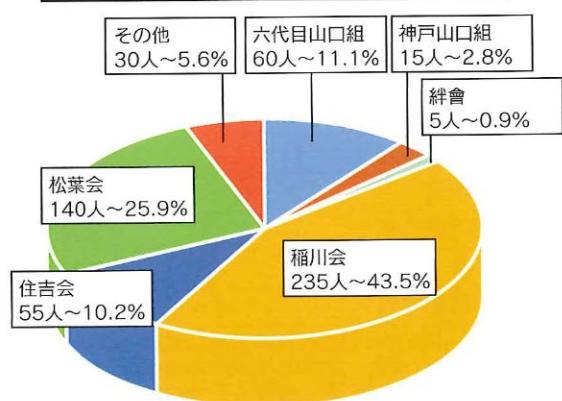


※勢力数は、暴力団事務所の所在地を基準として
おり、暴力団員の居住数ではない。

県内暴力団勢力の推移



県内団体別暴力団勢力の推移



全 国 の 暴 力 団 勢 力

(令和元年末現在)

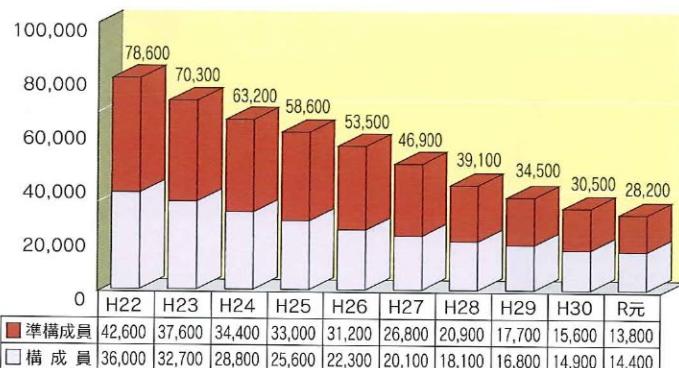
○「暴力団勢力」＝「暴力団構成員」＋「準構成員」

※「準構成員」とは、構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為を行い、あるいは暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力または関与する者をいう。

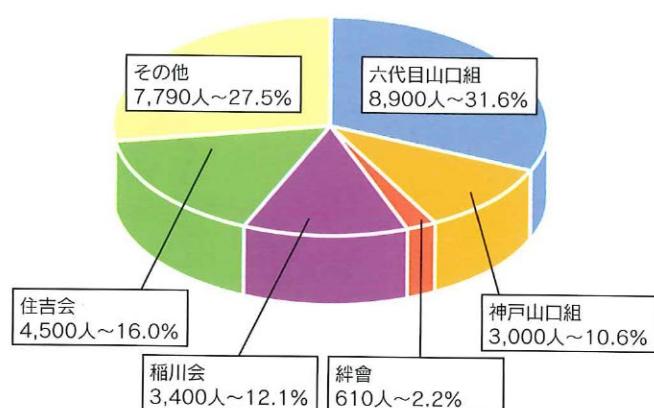
○令和元年末現在、約28,200人（前年比－2,300人）

○六代目山口組、神戸山口組、絆會、住吉会、稻川会の主要団体が全体の約72%

暴力団構成員及び準構成員の推移



全国団体別暴力団勢力



指定暴力団一覧表（24団体）

No.	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田建市	1都1道2府39県	約4,100人
2	稻川会	東京都港区六本木7-8-4	辛炳圭	1都1道16県	約2,100人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関功	1都1道1府15県	約2,800人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-11-6	野村悟	3県	約280人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上池2-14-17	花城松一	1県	約300人
6	七代目会津小鉄会（代表者金元）	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金元	1府	約30人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河原町18-10	荒瀬進	1県	約130人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金教煥	3県	約60人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡豊	2県	約60人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林哲治	4県	約450人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚宣	2県	約140人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊望	5県	約80人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高博	1県	約90人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村三男	1府	約30人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	曹圭化	1都12県	約450人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本博司	1府	約110人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤芳将	1都7県	約390人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金寅純	3県	約100人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴政浩	1都5県	約200人
22	神戸山口組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上邦雄	1都1道2府28県	約1,500人
23	絆會（任侠山口組）	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金禎紀	1都1道1府9県	約300人
24	関東閻根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚逸男	1都1道3県	約110人

注：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和元年末現在のものを示している。

注：No.4「五代目工藤會」の主たる事務所の所在地は、令和2年6月3日、福岡県公安委員会により所在地変更の告示がなされた。

注：No.5「旭琉會」及びNo.19「松葉会」の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示している。

注：令和元年末における全暴力団構成員数（約14,400人）に占める指定暴力団構成員数（約13,800人）の比率は95.8%である。

暴力団等に対する基本的対応要領

いつ、どこで、何が発端で暴力団等と関わりができるか知れません。ここでは、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

大原則（対応の基本）

組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1 トップの危機管理

- トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



2 体制作り

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- 対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

3 暴力団排除条項の導入

- 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - ・暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - ・取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた
- 暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- 警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



1 来訪者のチェックと連絡



2 相手の確認と用件の確認



3 対応場所の選定



4 対応の人数



5 対応時間



6 言動に注意する



7 書類の作成・署名・押印



8 トップは対応させない



9 即答や約束はしない



10 湯茶の接待をしない



11 対応内容の記録化



12 機を失せず警察に通報



悪質クレーマー対策

クレーム対応の基本三原則

- 先ず、クレームの事実を確認する
- 正当なクレームは誠実に対応する
- 過度なクレームは拒否し、法的に解決する

行政や企業等にあっては「クレーム対応の基本三原則」を理解し、悪質クレーマーに屈することなく、毅然とした態度で対応することが重要です。

対応上の基本的心構え

- 毅然とした態度を保持する

必要以上に恐れることなく、「不当要求は断固拒否する」との信念と気迫をもって、毅然とした態度で対応する

- 法律や会社のルールに従って対応する

相手が、暴力団等反社会的勢力の場合は、直ちに警察、暴追センター、弁護士に相談し、法的に対応することが解決の早道

- 顧客の平等、公平性を維持する

その場しのぎの特別扱いをすることは相手の思う壺

過去の悪質クレームに対しての対応状況等を整理しておき、社内基準を作成しておく

対応要領

クレームの対応パターン

初期的対応

クレームの事実確認 (5W1H)

- ①いつ ②どこで ③誰が
④何を ⑤何故に ⑥どのように

不手際・過失・
説明責任もない

些細な不手際や
過失がある

明らかな過失がある

クレームに対する 組織の初期的対応

曖昧な対応は避け、責任
がない旨を説明する

ミスがあれば認め、誠実
に対応し、理解を求める

責任の範囲内で謝罪や賠償
するなど誠実に対応する

悪質クレーマーに変質

悪質クレーマーに
する対応

悪質クレーマーの 形態

執拗な言いがかりを付
け、責任を転嫁し、過度
な要求をする

些細な不手際を針小棒大
に悪意を持って攻撃し、
責任を追及しながら過度
な要求をする

欠陥や損害等を膨大に強調
し責任を過激に追及しなが
ら、合理性を欠く過度な要
求をする

悪質クレーマーに対する 組織の基本的な対応

- 組織の方針に従って担当者が対応し、過度な要求は拒否する
- 状況によっては、弁護士を介して法的に解決する
- 早期に警察や暴追センターに相談する
- 違法行為は、警察に被害届を提出し、法的に措置する

～悪質クレーマーの典型例～

その特性を理解し、相手の言動に乗らないよう的確
に対応しましょう。

- ①大声を上げ、威嚇するような態度をとつて、相手に
恐怖心を持たせ、困惑させる。
- ②「誠意」、「社会的責任」、「道義的責任」等の抽象的
な文言を多用する。
- ③「社長を出せ」、「責任者を出せ」等と決定権者が対
応することを要求する。

- ④謝罪文、詫び状、覚書等の書面を要求する。
- ⑤本社や監督官庁等への通報、ネットへの書き込み等
に言及する。
- ⑥自分のペースでクレームを執拗に続け、主導権を握
ろうとする。
- ⑦以前の担当者や他の会社の対応を引き合いに出す。
- ⑧政治家や有力者との関係を匂わせる。

(公財)群馬県暴力追放運動推進センターの主な事業

暴追センターは、本年、設立30年という大きな節目を迎えており、改めて設立の経緯等の概略を紹介します。

昭和から平成にかけては、暴力団員による抗争事件や拳銃の大量密輸など国民を震撼させる事件が続発しました。

一方、企業の弱みにつけ込んだ恐喝、民事問題への介入、債権取立などが恒常化し、県民の日常生活や企業の経済活動が脅かされる事態が出現したことから、県議会や県下各市町村議会における「暴力追放宣言」の決議、各種職域団体における「暴力団排除協議会」の結成など、暴力団排除気運が高揚しました。

こうした情勢下において、平成元年11月16日、県内各地の職域代表者2,000人余りが参加して「群馬県暴力追放県民宣言」並びに、「群馬県暴力追放運動県民会議」設立の決議が採択され、平成2年3月1日、123団体400名参加による「群馬県暴力追放運動県民会議」設立総会を経て、同年4月1日、事務局を設置し、任意団体としての活動が開始されました。

同年9月、「財団法人群馬県暴力追放県民会議」として群馬県知事の設立許可を得、同年10月1日、法人登記がなされ、平成4年7月22日、群馬県公安委員会から「都道府県暴力追放運動推進センター（暴対法第32条の3第1項）」に指定されました。

その後、公益法人改革3法が施行されたことに伴い、平成22年6月、群馬県知事に対し公益財団法人への移行を申請し、同年8月に認定、同年9月1日付けをもって、公益財団法人に移行し、現在の名称に改称しました。

平成25年10月24日、国家公安委員会から、「適格都道府県センター」としての指定がなされ、現在に至っています。

※ 適格都道府県センター：指定暴力団等の事務所の付近住民等から暴追センターが委託を受け、暴追センターの名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うこと（暴対法第32条の4第1項）

暴追センターでは、暴力団による不当な行為を防止し、被害の救済を図るため、暴対法第32条の3第2項及び当センター一定款により、公益目的の各事業を推進しています。その主な活動を紹介します。

1 普及・広報事業

- 暴力団追放県民大会の開催
- 機関誌・各種資料の発行配付
- 各種暴排活動・広報



110番の日における広報活動



地域安全・暴力団追放県大会

2 相談・支援事業

- 暴力団員による不当な行為に関する相談
- 地域・職域における暴力団追放活動・支援
- 事業所訪問による相談活動
- 暴力団犯罪被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援、保護活動
- 暴力団離脱者への支援活動



暴力団離脱者社会復帰対策協議会



みなかみ町みかじめ料等
縁切り同盟設立総会

3 調査・資料収集事業

- 全国暴力追放センターとの連携
- 群馬・全国弁護士会との連携による各種事業の推進
- 各行政機関との連携と活動



民事介入暴力対策研究会



全国暴力追放運動中央大会
(明治記念館)

4 表彰事業

- 暴排活動に功労のあった個人・団体の表彰
(全国・管区表彰の上申、県大会での表彰)



定期評議員会



不當要求防止責任者講習

5 普及・育成事業

- 不当要求防止責任者講習会の実施
- 少年指導委員研修会の実施

6 管理

- 適正業務の推進
- 財政基盤の拡充
- 定例の理事会、評議員会の開催

賛助会員を募集しています

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援してくださる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々を「賛助会員」として募集しています。

会 費

- 会社・事業所・個人1口（年額5千円）以上
- 組合・協会など団体1口（年額1万円）以上

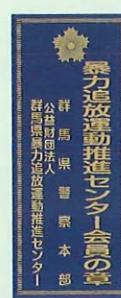
※会費は、税法上の優遇措置を受けることができます。

特 典

- 会員の章の交付
- 機関誌等の送付
- 暴力団等排除に関する各種資料、情報提供
- 暴力団対策DVDの貸出
- 暴力団排除ポスターの配布等

入会方法

- 当センターにお問い合わせください。（027-254-1100）



長さ60センチ×幅15センチの会員の章

不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためにものです。

是非積極的に受講してください。

受講手続

- 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可）
- 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事第二課（刑事課）へ提出
- 後日、当センターから講習開催の往復案内葉書を発出し出欠を確認します
- 指定会場で受講（案内葉書持参）

講習種別

- 選任時講習～責任者に選任された時の講習
- 定期講習～選任時講習受講後、3年を経過したときに受ける講習

講習内容

- 暴力団情勢 ○暴力団対策法・暴力団排除条例の解説
- 暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領
- DVDの視聴 ○資料の提供 ○受講修了書交付

※ 事業所単位で一括して講習会を開催したい場合は、当センターへ事前相談してください。

受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本等



暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

○ 相談委員による常設相談窓口

月～金（年末年始・祝日除く）

午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室

○ 弁護士、相談委員合同の無料相談窓口 (事前予約が必要です)

毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌週の木曜日）

午後2時～午後4時、当センター相談室

○ 民事介入暴力一日無料相談所の開設

（弁護士、警察、当センター対応）

毎年9月と10月～高崎、伊勢崎、太田、渋川で開設
(詳細は、開催前にホームページに掲載)

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 前橋市江田町448番地11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）

TEL 027-254-1100

URL <http://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

